

岡 谷 市 制 度 資 金

岡谷市制度資金は、中小企業の皆さまが事業に必要な資金を適正・円滑に調達し、商工業の振興と健全な発展をしていただくため、市が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて低利な融資を行う制度です。



＜岡谷市制度資金＞
はこちらから



＜長野県制度資金＞
はこちらから

開業や幅広い方が利用できる資金

制度資金名	融資対象	貸付利率／貸付期間等
<u>これから開業しようとする方、開業して3年未満の方</u> 開業資金	これから開業しようとする方、もしくは、開業して3年未満の方であって、市に納税の見込みがあり、かつ市内に工場又は事業所を有する予定の方、もしくは、有している方の資金調達を支援します。	《貸付利率等》 ・設備・運転資金：年利1.30% ・保証料：市で全額補助*1 ・利子は、貸付の日から2年まで全額、2年を超えて4年まで0.2%を市で補給 《限度額》 ・設備資金：1企業1,500万円 ・運転資金：1企業750万 《貸付期間返済方法》 ・設備資金：7年以内（据置1年以内含） ・運転資金：5年以内（据置6ヶ月以内含） ・月賦返済
<u>小規模企業の方で、これから資金を調達したい方</u> 小規模企業資金	信用保証協会等の保証残高が8,000万円未満で、次のいずれかに該当する方の資金調達を支援します。 ①従業員が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人）以下の企業又は個人 ②組合員数が20人以下の企業組合 ③従業員数が20人以下の協業組合 ④事業協同小組合	《貸付利率等》 ・年利：1.70% ・保証料：市で全額補助*1 《限度額》 ・設備・運転資金：1企業2,000万円 《貸付期間返済方法》 ・設備資金：7年以内（据置1年以内含） ・運転資金：5年以内（据置6ヶ月以内含） ・月賦返済
<u>幅広い企業の方が資金を調達できます</u> 振興資金	市内に工場又は事業所を有する中小企業者であって、市税を完納し、かつ、同一事業を1年以上経営している方の資金調達を支援します。	《貸付利率等》 ・設備資金：年利2.00% ・運転資金：年利2.20% ・保証料：市で1/2補助*1 《限度額》 ・設備資金：3,000万円 ・運転資金・業種転換資金：1,500万円 ※1企業の限度額は4,500万円 《貸付期間返済方法》 ・設備資金：7年以内（据置1年以内含） ・運転資金：5年以内（据置6ヶ月以内含） ・月賦返済

*1 保証料補助については、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する者にあつては、上乗せ保証料率に相当する保証料は事業者の自己負担となります。（詳細はP35をご覧ください。）

売上や利益率が減少している方向けの資金

制度資金名	融資対象	貸付利率／貸付期間等
<u>売上が5%以上減少しており、資金を調達したい方</u> 経営安定資金	次のいずれかに該当し、かつ経営に著しい支障を生じている方の資金調達を支援します。 ①最近3ヶ月、6ヶ月又は12ヶ月の売上高が、前年同期に比べ5%以上減少している方。 ②借換については、①若しくは最近3ヶ月、6ヶ月又は12ヶ月の売上高が、借換える資金の借入年度の同期に比べ、10%以上減少している方。	≪貸付利率等≫ ・ 年利：1.70% ・ 保証料：市で1/2補助*1 ≪限度額≫ ・ 運転資金：1企業1,000万円 ・ 借換資金：別枠2,000万円 ≪貸付期間返済方法≫ ・ 運転・借換資金： 7年以内（据置1年以内含） ・ 月賦返済 －備考－ ・ 借換対象資金、県信用保証協会の保証付既存 借入金残高のうち、市制度資金のみとし、元金返済が1年以上なされたものとする。 （ただし、経営安定資金、特別経営安定資金の借換は認めない）
<u>売上総利益率が5%以上減少しており、資金を調達したい方</u> 原油価格・物価高騰等対策特別資金	次のいずれかに該当し、かつ経営に著しい支障を生じている方の資金調達を支援します。 ①最近3ヶ月の売上総利益率が過去3年間のいずれかの同期と比較して5%上減少している方。 ②最近1ヶ月の売上総利益率が前年同期と比較して5%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間の見込みを含む3ヵ月月間の売上総利益率が前年同期と比較して5%以上減少している方。 ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に該当するものでそのうち市長が認めるものに該当する方。（必ず事前に市の確認を受けること。）	≪貸付利率等≫ ・ 年利：1.00% ・ 保証料：市で全額補助*1 ≪限度額≫ ・ 運転資金：1企業2,000万円 ≪貸付期間返済方法≫ ・ 運転資金：5年以内（据置1年以内含） ・ 月賦返済

*1 保証料補助については、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する者にあつては、上乗せ保証料率に相当する保証料は事業者の自己負担となります。（詳細はP35をご覧ください。）

制度資金名	融資対象	貸付利率／貸付期間等
<u>工場等用地を取得したい方</u> 工場用地取得資金	次のすべてに該当し、かつ用途地域に基づく適地に工場等用地を取得する方の資金調達を支援します。 (ただし特別工場地区については、工場の増設に要する用地の取得に限ります。) ①用地の取得契約後12ヶ月以内に工場等の使用又は建設工事に着手すること。 ②用地面積は工場建設面積の3倍以下。 ③用地取得費及び造成費が対象。	≪貸付利率等≫ ・ 年利：2.70% ・ 保証料：企業負担 ≪限度額≫ ・ 用地取得資金：1企業8,000万円 ≪貸付期間返済方法≫ ・ 10年以内（据置2年以内含） ・ 月賦返済
<u>新分野の開拓・開発技術等に取り組みたい方</u> 新分野開拓支援資金	次のいずれかに該当し、経営の多角化を図ろうとする方の資金調達を支援します。 ①新技術・新製品等の研究開発 ②新分野進出 ③事業転換	≪貸付利率等≫ ・ 年利：1.90% ・ 保証料：市で1/2補助*1 ≪限度額≫ ・ 設備：1企業2,000万円 ・ 運転：1企業1,000万円 ≪貸付期間返済方法≫ ・ 設備：7年以内（据置1年以内含） ・ 運転：5年以内（据置6月以内含） ・ 月賦返済
<u>地球温暖化対策に向けた、設備投資及びグリーンイノベーション市場へ参入したい方</u> おかやカーボンニュートラル促進対策資金	次のいずれかに該当する事業を行う方の資金調達を支援します。 ①温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資に要するもの（地球温暖化対策のための、太陽光発電装置等の自然エネルギー利用設備や省エネルギー設備などを設置又は更新を要するもの）。 ②クリーンエネルギー自動車などへの更新に要するもの。 ③事業所の節電及び省エネルギー対策のための設備の設置、改善及び修理に要するもの。 ④グリーンイノベーション市場等の環境分野に新規参入するために必要な施設・設備及び研究・開発に要するもので、参入事業計画を立てられる内容であるもの。 ⑤その他、環境への負担が少ないと認められる設備及び環境保全に資する技術開発等に要するもの。	≪貸付利率等≫ ・ 年利：1.00% ・ 保証料：市で1/2補助*1 ≪限度額≫ ・ 設備・運転資金：1企業5,000万円 ≪貸付期間返済方法≫ ・ 設備：10年以内(据置1年以内含) ・ 運転：7年以内（据置1年以内含） ・ 月賦返済 ー備考ー ・ ①③については信用保険法施行規則別表二の一及び二に掲げるエネルギー対象施設とする
<u>取引先の倒産や、火災等災害による損害を受けた方</u> 関連倒産防止資金	次のいずれかに該当する方の資金調達を支援します。 ①倒産企業との取引が50万円以上の売掛金債権を有している方。 ②火災等災害による損害額が50万円以上であること。	≪貸付利率等≫ ・ 年利：2.00% ・ 保証料：市で1/2補助*1 ・ 利子は、貸付の日から2年まで全額を市で補給 ≪限度額≫ ・ 設備・運転：1企業1,500万円 ≪貸付期間返済方法≫ ・ 設備・運転：7年以内（据置1年以内含） ・ 月賦返済

岡谷市の金融制度について

◆岡谷市制度資金について

- ・岡谷市制度資金は、中小企業の皆さまが事業に必要な資金を適正・円滑に調達し、商工業の振興と健全な発展をしていただくため、市が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて低利な融資を行う制度です。
- ・原則として長野県信用保証協会の保証付き融資となっており、この際、事業者が保証協会に支払う保証料は、一部資金を除き、融資実行時に市で一部または全額を負担しています。
- ・ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する者にあつては、上乗せ保証料率に相当する保証料は自己負担となり、補助割合を引き下げこれまでと同水準の補助額とします。

	保証料全額補給融資 補助割合	保証料1/2補給融資 補助割合
経営者保証提供者等	全額 (100.0%)	1/2 (50.0%)
経営者保証非提供者 (0.25%上乗せ対象者)	6/8 (75.0%)	3/8 (37.5%)
// (0.45%上乗せ対象者)	4/6 (66.0%)	2/6 (33.0%)

◆制度資金のご相談について

- ・ご利用になる皆さまの融資実行がご希望に添えるよう、市へのご相談はお早めをお願いします。
- ・また、ご相談の際は、決算書・試算表・確定申告書等をお持ちになり、工業振興課（テクノプラザおかや内）までお越しください。
- ・なお、設備資金について、既に設置等がされたものについては制度資金の対象となりませんので、設備導入前にご相談ください。ご相談の際には、カタログ、見積書等をご持参ください。

◆ご利用できる方

- ・原則として岡谷市内に工場又は事業所を有する中小企業者であつて、市税を完納し、かつ、同一事業を1年以上経営している方で、信用保証協会の保証承諾を得られる方になります。
(開業資金については新規開業予定者・開業3年未満の方でも条件により対象になります。)

◆取扱金融機関

- ・八十二銀行、長野銀行、諏訪信用金庫、長野県信用組合の岡谷市内にある本店・支店

◆次の方はご利用になれません

- ・信用保証協会の保証対象外業種の方
- ・金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ・経営継続や返済の見込みのない方
- ・信用保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方
- ・許可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している方
- ・営業に関し公序良俗に反する行為、又は違法な行為を行っている方
- ・設備資金のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ・市外に設置されるもの
 - ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
 - ・不動産の取得のうち先行投資的なもの又は過剰取得的なもの
 - ・既に設備取得がなされているもの
 - ・自動車のうち乗用車登録の車両、また、社名等の明確な表示をしないもの
- ・税を滞納している方や未申告の方
- ・制度資金を不正に利用したことがある方
- ・営業と家計が分離していない方

融資申込み必要書類

9

	資金名									備考
	振興資金・小規模企業資金	工業用地取得資金	関連倒産防止資金	商店近代化資金	経営安定資金	開業資金	新分野開拓支援資金	おみやカール・ポニー・ニュートラル促進対策資金	原油価格・物価高騰等対策特別資金	
										★書類の提出は ・市へ2部(市及び金融機関分) ・保証協会へ1部(保証協会分) 金融機関は、上記部数について必要な書類を用意し、各機関へ届けてください。 ※この他にも、審査上必要となる書類を提出いただく場合があります。
融資あっせん申込書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3部(市・金融機関・保証協会)
信用保証委託申込書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1部正本+2部写し(正本は保証協会、写しは市及び金融機関)
前期の決算書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	法人(個人で作成の方は提出してください) ※市の審査分
試算表(申込時3ヶ月以内1ヶ月分)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	※法人は必須 直近3ヶ月以内のうち、最新のもの
確定申告書・決算書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	個人※市の審査分
個人企業経営状況調書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	決算書で貸借対照表を作成していない個人のほか、直近の経営状況把握のため
経営安定資金添付表					3					売上額については該当月の試算表より抽出して作成
売上または売上総利益率の比較該当月の試算表等					1				1	売上または売上総利益率の減少を確認するための根拠資料
借換対象資金の根拠書類					1					借換対象の内容・残高がわかるもの。
原油価格・物価高騰等対策特別資金対象確認調書									1	売上総利益率については該当月の試算表や決算書等により抽出して作成
新規参入事業計画書								3		県制度の様式を使用。できるだけ詳しく記入すること
事業計画書							3	3		県制度の様式を使用。できるだけ詳しく記入すること
創業計画書						3				県制度の様式を使用。 開業済の場合は創業計画書は不要の場合もある
収支計画書						3				
設備見積書	3		3	3		3	3	3		業者印・有効期限・見積宛名に注意 見積の宛名は、個人は個人名・法人は法人名
設備カタログ・設計図	3		3	3		3	3	3		仕様がわかるように
建築確認済証の写し	3		3	3		3	3	3		第1面ほか平面図など建設概要のわかるもの
土地売買契約書の写し	3	3	3	3		3	3	3		
創業計画に関する意見書						1				県制度の様式を使用
開業届						1				開業資金利用の場合
登記事項証明書						1				開業資金利用の場合(法人のみ)
損害額のわかる書類			3							再生・破産債権届出書(手形、小切手の写し)、罹災証明書等
市税納税証明書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	個人事業主は代表者のもの 原本(1部)。金融機関・保証協会に写し(2部)
許認可証の写し	3	3	3	3	3	3	3	3	3	登録名・有効期限に注意 許認可が必要な業種のみ。
「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1部正本+2部写し(正本は保証協会、写しは市及び金融機関) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合
工事請負状況調書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	建設業許可証の有無を問わず提出。 建設業のみ。
誓約書	1		1	1		1	1	1		事業用車両購入の場合
(事後提出)設備完了届	1		1	1		1	1	1		設備資金の場合
(事後提出)土地登記簿謄本	1	1	1	1		1	1	1		土地購入の場合
中小企業信用保険法認定申請書(セーフティネット____号認定)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	※該当する場合(1～8号あり) 例。5号:不況業種
売上比較該当月の試算表等(セーフティネット用)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	売上の減少を確認するための根拠資料

セーフティネット認定について

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等、保証協会の特例措置が適用される制度です。

詳細は、[セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項](#)（中小企業庁ホームページ）をご覧ください。

長野県制度資金の借入に対する信用保証料の補給について

県制度資金のうち、小規模企業発展資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向けを除く）、信州創生推進資金及び経営改善サポート資金（再生支援強化型を除く）については事業所のある市町村が窓口となり、受付した市町村と県で保証料の一部または全部を補助します。

保証料は、一般保証の場合は事業者が1/5、市が2/5、県が2/5となります。なお、セーフティネット保証・危機関連保証・創業等関連保証・特別小口保証等の場合は市・県が1/2ずつ負担するため、事業者の負担はありません。ただし、本市では、一部の業種において、保証料補助が対象外となりますので、ご注意ください。

事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する方は、上乗せ保証料率に相当する保証料は自己負担となり、保証料補助割が引き下がりますのでご注意ください。

（注1）次の資金は申請窓口が異なりますので、ご確認ください。

中小企業振興資金	金融機関※保証料の補助なし
経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）	諏訪地域振興局商工観光課 ※県での保証料補助あり
経営改善サポート資金（再生支援強化型）	

（注2）県制度資金の詳細は、長野県諏訪地域振興局（諏訪合同庁舎内）へお問合せください。
・諏訪地域振興局商工観光課 連絡先：0266-57-2922（直通）

（注3）他に保証人を求める場合

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人として個人保証させる場合。
- ②本人又は代表者に健康上の理由のため、事業継承予定者を連帯保証人として個人保証させる場合。
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等を連帯保証人として個人保証させる場合。

その他

●注意事項

※借換の対象外資金について、事業者カードローンのような短期資金については不可とする。

●融資あっせん申込書の提出について

※あっせんは市税を完納していることが条件となっておりますので、過納期分に未納がある場合は完納してください。

※決算書は原則として1期分の提出となりますが、場合によっては後日、過期分をいただくことがあります。また納税証明書につきましても、原則、当期分の提出となりますが、必要に応じ、過年分をいただくことがあります。

※開業資金…開業後、確定申告書を作成済みであればご提出ください。



岡谷市産業振興部 工業振興課

〒394-0028

岡谷市本町1-1-1 テクノプラザおかや内

TEL : 0266-21-7000 / FAX : 0266-21-7001

E-mail : kougyo@city.okaya.lg.jp